

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

皆さんおはようございます。最後となりました。発言のお許しをいただきましたので、まず1つ目に、改正マイナンバー制度による市民と市への影響について、個々に質問をいたしたいと思います。まず1つ目、なぜ国がマイナンバー制度を拙速に推進するのか、総務部長の見解を伺いたしたいと思います。2つ目、飛騨市にこの制度のトラブルはあるのか。3つ目、来年の秋に廃止となる健康保険証だが、部長の見解はいかがか。4つ目、マイナ保険証のリスク管理をどうする。5つ目、市は何をマイナンバーカードに紐づけるのか、伺いたしたいと思います。

2016年度から導入されて以来、なかなか普及しなかったマイナンバー制度ですが、国は2020年から、カード取得推進策として、マイナンバーポイント事業を導入いたしました。カード取得にまず5,000円、健康保険証との紐づけで7,500円、公金受取口座の紐づけでさらに7,500円と、最大で2万円ものポイントがもらえるというわけで、この飛騨市もカード取得者が急増いたしまして、今年度4月末時点でのカード取得率は79%と、県下第6位の優秀さです。優秀という表現が適切かどうかは分かりません。なぜなら、国は地方自治体に対して、地方交付税の算定基準にマイナカードの申請率を盛り込むことで、その普及を競わせ、市民にはポイントというあめ玉をちらつかせて、取得率をあおるのですから。残念ながら、自治体も市民も国の思いのままです。さて、この法律制度を作ったのは国ですが、様々な手続き事務は法定受託事務として、地方自治体の飛騨市がこなしていきます。当然、現場で起きる様々な問題やトラブルには、市が責任を持って対応しなければなりません。そこでまず、この制度への認識を直接の担当者に伺います。

1つ目、なぜ国がまるで民間企業がやるような得々キャンペーンを展開してまでマイナンバーカード普及を推進するのか、事務方の総務部長に伺います。

2つ目、これまで各地でオンライン資格確認のシステムの不具合、トラブル、また誤登録や顔認証の間違いなど、ヒューマンエラーが頻発していますが、2017年からの制度導入から今日までの飛騨市のトラブル発生状況とその対策、市民への影響はどのようなものであったか伺います。

3つ目、今回のマイナンバー法改正で、健康保険証が2024年秋に廃止することとなっています。健康保険証がマイナンバーカードと一体になれば、それこそ重大な問題が幾つもおき、命に関わる事態になりかねません。これらの事例は毎日のように報道されていますから、皆さん御存じかと思えます。市民福祉部長はどのような見解でおられるのか伺います。

4つ目、介護施設などの介護度や認知度の重い利用者の保険証はどうするのかという問題が起きています。これは昨日、小笠原議員も質問されておりました。これは全国共通の問題で、飛騨市も例外ではなく、到底自己責任では済まされない問題です。全国保険医団体連合会は、この4月に全国1,219の高齢者施設からとったアンケート結果を公表いたしました。回答では、利用者の健康保険証を施設で管理しているところが83.6%でしたが、受診がマイナンバーカードだけとなった場合、管理できるか尋ねたところ、できるが6%、できないが94%でした。マイナンバーカードと紐づけて、出自や財産、病名などの個人情報をどう管理するか、それは施設運営側の問題でしょう。しかし、その先のデジタル対応は飛騨市がやらざるを得ないと思います。市民の個人情報はそもそも自治体が管理しているのですから。そこで、例えば和光園のリスク管理はどうしていくのか、市の行政指導を伺います。

5つ目、マイナンバーカードとの幾つもの紐づけの中に、公金受取口座があります。他市では、トラブルを未然に防ごうと、この口座の利用を休止したケースもあります。自治体が何を紐づけるかは施行規則で決められ、議会には上がってこないようですが、飛騨市は何を紐づけ、何をしないのか教えてください。

6番、マイナンバー制度は、市民が日常的に利用する制度であるにもかかわらず、矛盾と抜け穴が多すぎてとても危険な制度です。国に代わってそのような欠陥だらけの制度実務をこなさなければならない飛騨市で、これは大変気の毒だと私も思います。ですが、今のところ、市民生活を守るためには、しっかりとしたセキュリティ対策を立てて頑張ってください以外に、防止策がありません。市のマイナンバー保険証対策を伺います。お願いします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私のほうからは、1番と5番につきまして、答弁させていただきます。

まず、国がマイナ制度を推進することに対する見解についてでございます。マイナンバーカードは国がデジタルトランスフォーメーションを推し進めていく上での最大のツールと位置付けられているものと認識しており、これが国が大きなキャンペーンを打ってまで普及を図ろうとしている根底にあると考えております。また、その裏にはデジタル化が進む先進各国に比べ、日本は立ち後れているという認識があると考えております。今やデジタル化は避けて通ることができない世界の潮流であり、市もその中であって、マイナンバーのプラットフォームを活用しつつ、利便性を追求していきたいと考えております。

次にマイナンバーカードに紐づける情報についてお答えいたします。まず、公金受取口座については、市の基幹システムである総合行政システムの対応が未対応であることから、現時点では紐づけを行っていませんが、現在、国と地方との間で進めております基幹システムの標準化が完了した際には、対応が可能となる予定です。また、各種行政サービスとの紐づけにつきましては、既に群馬県前橋市や新潟県三条市などの先進自治体では、図書館カードとしての利用や、タクシー運賃の補助などの事業に利用されており、昨年9月に職員が視察に赴くなど、情報を収集しているところです。これはマイナンバーカードのICチップの空き領域に独自のアプリケーションを搭載することにより、各種サービスの認証等に利用することが可能となるものですが、アプリケーションを搭載するための機器やシステムが必要となり、初期コストや利用料などの運用コストの面から、こちらも現時点で運用に至っていません。しかしながら、こうしたマイナンバーを利用した行政サービスの向上は、時代の趨勢でもあり、費用対効果や利用上の安全性も踏まえ、適切な時期に関係条例を整備の上、導入を進めてまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして2点目の市内におけるトラブルについてお答えをいたします。昨日の小笠原議員からのご質問に対する答弁と重複いたしますので、簡潔にお答えいたします。マイナンバーカードの顔写真の取り違いや誤登録等のトラブルは、飛騨市においては、制度導入から現在まで確認されておりません。また、マイナンバーカードに保険証利用や公金受取口座の登録を市でサポートする際には、ご本人に画面上で登録内容をご確認いただいております。登録完了後はログアウトすることを徹底しております。

3点目の健康保険証の廃止に対する見解についてお答えをいたします。被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法は今月の6月2日に成立いたしました。国は令和6年秋に紙の被保険者証発行を廃止しますが、一体化したマイナ保険証で受診すると、薬剤履歴などを活用した質の高い医療を受けられると説明しています。マイナンバーカードを持たない人には、新たに資格確認書を交付することも規定されております。現在、様々なトラブルが発生していることは承知しておりますが、その原因はほぼヒューマンエラーと認識しています。市では、制度導入から現在まで、誤登録等のトラブルはなく、ダブルチェック等の体制を敷き、交付申請等の事務手続きの正確性を担保しております。引き続き、申請者と市職員の相互の書類確認や複数職員によるダブルチェック体制にて、安心してマイナ保険証を使っただけのよう、今後の国等の動向も注視しつつ、法定受託事務として市に課せられた役割を果たしてまいります。

4点目のマイナ保険証のリスク管理についてお答えをいたします。和光園でのマイナンバーカードの管理は、個人情報保護委員会から発出されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を参考に厳重に管理しています。入所者本人による保管が困難で、かつ、家族や成年後見人等の代理人がいない場合などは、入所者本人の意思を確認して、施設側で保管を行っています。また、入所者本人に代わって、マイナンバーが必要な申請等の手続きを行う場合も、ガイドラインを参考に適切な対応を行っています。今後の対応につきましては、国は介護施設事業者向けに、入所者のマイナ保険証を安全に保管するためのマニュアルを作成する予定とされていますので、そのマニュアルを踏まえて、各施設等での安全な管理方法を検討してまいります。

最後に6点目のマイナ保険証のセキュリティー対策についてお答えをいたします。マイナンバーカードのICチップ本体には、プライバシー性の高い情報は入っておらず、診療・薬剤情報や健康保険証の情報、医療費通知情報等を確認する際には、暗証番号の入力が必要であることや、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕様であるなど、様々なセキュリティー対策がされています。また、マイナンバーカードを紛失された場合には、24時間365日対応で、マイナンバーカードの利用停止について受け付け可能な仕組みとなっているなど、国主導でセキュリティー対策が検討されているところです。引き続き、今後の動向を注視し、市の役割において、確実にセキュリティー対策ができるよう、体制を整えてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1つ目のことについてお聞きします。部長は、メリットのほうを強調されておりました、

利便性のことや。実際にはデジタルが日本は立ち後れているということでしたけれども、今、逆に世界は日本より先駆けてこういうデジタル化をした、その結果、これは失敗だということで、このシステムを廃止にしたり、あるいは見直したり、こういうことをやっていて、一極集中のように一つにたくさんのデータを入れるということほど危険であると、逆に分散することが大事なんだという流れになっているんですね。ですから、日本が立ち後れているというよりも、そういう世界の趨勢を見たら、日本がやることは、これは国の問題ですけど、本当にセキュリティー対策、こういうことをきちんと作って、それをちゃんと確立して、その上で、地方にこの法律をおろすべきだったと思うんですね。そういうデメリットについては、何か考えておられるのですか。その認識はどうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

このシステムに限らず、いろんな制度を含めてメリット、それからデメリットは当然ながらあるかと思います。デメリットが少ないほうが良いということは当然ではございますけども、やはり両面あるかと思います。そういった中で、やはりデメリットの部分については、どうカバーしていくかと、そういったことも踏まえて、やはりメリットが大きいようでしたらそちらのほうを推進していくというような考えでございます。

○11番（籠山恵美子）

2番について伺います。実際に私もですね、先日、1階の担当課に行ってお話を聞いたりしまして、どのように顔認証の作業をやっているのか、このカードを作るまでの過程がどうなっているのかを、職員の方々に聞きまして、実際にはお話を聞いて、ちょっと安心したところがあります。本当に丁寧にやっているようでした。ですから、実際にはこうやって、まだ今、誤認やら、そういうトラブルはなく済んでいるというわけですね。ただ、これから徐々に2万円のポイントにつられて、つられてと言ったら失礼かもしれないですけども、そうやって保険証の紐づけと、それから口座の紐づけということの方々が増えてくるということは、徐々にそういう利用も、もっと混んでくると思うんですね。そういうときにきちんと人材が確保できるのか、それは用意できるのか、その辺りはいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今までもそうでしたが、今のポイントの取得のときもそうですが、すごく、窓口が混み合っておりました。やはり現状の職員だけでは対応ができないということから、市民保健課の窓口も派遣職員の方をお願いして来ていただいております。またポイントの付与につきましては総務課のほうでサポートしているわけなんですけども、そちらのほうでもやはり現状の職員だけでは、もうほぼその仕事にお客さん対応で、普段の仕事はできないということがあったものですから、派遣職員の方2名来てもらって、対応しているというところでございます。ほぼ山は越えているのではないかなと思っておりますが、今後、またそういったことでお客さんが殺到するというようなことでございましたら、また派遣職員等をお願いして対応したいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

本当にお話を伺うと、昨日、小笠原議員とのやり取りで「効率化につながっていない。」と部長はおっしゃいました。本当に大変なんだと思いますね、この作業は。ですけれども、繰り返しになります、やはり市民生活を守るためには、一生懸命頑張ってもらわないと、今のところ、特にこの保険証との絡みですね、マイナンバーカードの。これが今、国会のほうでも風向きがちょっと変わってきたような報道はされていますからどうなるかわかりませんが、このまま、予定どおり来年の秋に廃止ということになると、もっともっと大変なことになると思いますので、ちょっと確認します。この資格確認書の交付というのは、保険者である飛騨市がやるんですよね。その場合、何日間で出すことができますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

まだ詳細がはっきりと分かりませんが、今までと同じように資格確認書ですとか、短期保険者証、例えば飛騨市の国民健康保険でしたらば、もう即日交付しておりますので、同じようにできるものと今のところは思っております。

○11番（籠山恵美子）

次に4つ目の介護施設のことですけれども、これは本当に大変だと思います。大体、先ほど紹介したように、94%の高齢者施設ではできないと言っているのですから、大変だと思います。成年後見人のお話が出ましたけれども、成年後見人をつけたら、またこれは利用者にとってはさらなる大きな財政的な負担になるわけです。そして暗証番号の問題ですね。これはどのように、その施設の職員が管理をすることになりますと、どのようになっていくのでしょうか。これはしっかりとセキュリティーは守られるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、私どもで確認しておりますのは和光園の関係でございますけれども、マイナンバーカードにつきましては、お預かりをしているということでお聞きしております。したがって健康保険証等でお使いになるというところではなくて、資格確認書のほうで実際には、対応されるということでお聞きしているところでございます。

○11番（籠山恵美子）

まだまだこの制度、改善の兆しもあるかもしれませんが、といっても、日々、職員の方々も大変な実務になると思いますが、よろしく願いますということで、最後にですね、この職員集団のトップであります副市長に伺いたいと思います。この市のマイナ保険証対策、これについては、職員のセキュリティーに対する管理、それからあるいは注意喚起というんでしょうかね、そういうものの統一というか、そのあたりはどのような責任を持ってやってくださるんでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

昨日からいろいろ心配なこと、これ当然テレビ報道もありますのでいろんなことございますけれども、基本的にはやっぱりデジタル化というのは、今後の人口構造から考えて進めなければいけない状況でありまして、飛騨市役所においても、当然そういったことでデジタル化に期待するところは非常に大きいわけです。一方で今ご心配されているようなことも多々ある中で、そういったことに関しましては昨日の市長答弁にもございましたように、現場で起きていること、あるいは懸念されるということにつきましては、当然、国の方にお伝えをさせていただきながら、その状況を見ながら、法定受託事務として進めるということ。その中で、市の責任としてはやはりそういったセキュリティーに関して、示される基準をきちんと守る、そういった教育を進めてまいりたいということでございます。

○11番（籠山恵美子）

昨日の市長の答弁ですけれども、私聞いていまして、達観されているなという感じがしまして、それほど私も冷静になって、この事態を見ていきたいと思っているんですけれども、私もこのような市民を全く無視した抜け穴だらけの法律がこのまま通っていくとはとても思えませんし、今、全国でそれに対する抗議行動、反対要請というものがなされていますから、事態は良いほうに変わっていくのではないかなと思います。とはいえ、やはり日々、これは動いているものですから、本当に健康保険証まで押し込むというのは、市長の言うとおりの無理筋だと思います。ですが、それを調整していくということは、大事な仕事ですし、ぜひ、市長会の役員でおられる市長には、やはり市長会にも声を上げていただき、それから国にも声を上げていただきたいと思いますが、その意気込みをお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国には本当結構いろんなことを、市長会とかいろんな場で言っています。本当に想像される非常に強いことを結構言っているんです。なので、現場で困った声があれば当然それは言うていくことになりまして、今の流れで市町村だけではなくて現場の医療機関とかですね、そういうところからの声が出ていますので、抽象的な国民の声というよりは、そういう具体的にこういう問題が出ているという事象が出ていますので、私は昨日申し上げたように、来年の秋、さらに1年あるので、必ず修正されていくというふうに思っておりますし、そこはそんなに心配してないと言いますか、強く言いながら、期待していきたいと思っております。

ちなみに申し上げますと、ただ非常に私も使ってみてとっても便利で、医療費控除の確定申告がこんなに楽なものだとは思わなかったという、何もしなくていいんです。それから先日、実は、家内が入院手術したものですから、高額医療費の受給者証を出さないといけないというときも、オンラインでつながっているものですから、市役所の窓口に行って、出してもらってという手間が全くなしで済むという、なんて楽なんだと思っております。なので、やはりこれはぜひ多くの方に1回使い倒していただいて、使い倒していただく中の不具合を市もいろいろ聞きたいと思っておりますし、その中でこういう不具合があるということをお伝えできればいいかなと思いますので、ぜひ市民の皆さんに1回使っていただいて声を寄せていただけるといいかなというようなこと

も思っております。

○11番（籠山恵美子）

2番目の質問に移ります。インボイス制度導入における事業者への影響と市の経済策についてお尋ねします。1つ目、市は対象業者に聞き取りをしているか。2つ目、百害ありのインボイス制度、請負契約をどう選択するのか。3つ目、市長に市民（業者）を守るアクションをぜひお願いするというので、このことを求め、3点伺います。

今年10月から導入されようとしているインボイス制度ですが、この制度が実施されれば、小規模事業者はかなり廃業、倒産の対象となるのではないのでしょうか。国税庁の資料を見ますと、国税の中で滞納率が断トツに高いのが、消費税です。滞納数の60%を超えています。既に課税事業者でそういう厳しい状況なので、売り上げ1,000万円以下の免税事業者がインボイスで課税事業者にされたらどうなるのでしょうか。この制度は国が決めたものだから、あるいはこれは民間業者の問題だと、放置できるものではありません。倒産や廃業が相次いだら、この町はどうなりますか。市の経済はどうなるかという、飛騨市政の問題なのです。インボイス制度は、誰もが我が事として、見直しを考える必要がありますので、質問いたします。

1つ目、市は事前に対象になる事業者数を掴んでいますか。アンケートや聞き取り調査をしているのであれば、その結果をどのように分析しているか伺います。

2つ目に、この制度は、元請にも下請けにも、一人親方にも百害あって一利なしの制度です。飛騨市は請負契約、市が請負契約をするときに、免税業者にインボイス登録を求めるのか、あるいは契約から排除するのか、それとも控除できない消費税は、市がかぶるのか、どれを選択されるのか教えてください。

3つ目、市と関わりのある団体のそやなや、シルバー人材センター、商工会なども、それぞれの立場でインボイス制度には困惑しておられ、乗り切る策を一生懸命模索していらっしゃいます。先日伺ったそやなでは、契約農家さんとの合意はまだこれからということでしたが、やはり小規模農家にインボイス登録は要求できないので、価格調整を考慮しているとのことでした。これはシルバー人材センターも同様のことを以前伺っています。商工会は、困っている会員さんはもちろん、非会員さんにも積極的に相談に乗りながら、インボイスの講習を続けているようです。この間、約200事業所のサポートをして、インボイス登録をしたのが38事業所、検討中が23、分からないが42、登録の予定なし、これが92事業所という状況でした。事務局長は、「商工会の中央は一貫してインボイス中止を政府に訴えています。私らはとにかくまず会員の実務の手伝いを一生懸命こなします。」とおっしゃっておられました。議会には今回もまたインボイス制度の延期を求める陳情が2件来ております。全国的には商工会の中央組織である全国商工団体連合会や全国税理士連絡会はじめたくさんの個人、団体などが中止や延期を求めて連日行動しておられます。そこで伺います。市長もインボイス制度と同じなんですけれども、ぜひ、この飛騨市の小規模事業者の営業を守るアクションを鮮明にさせていただきたいと切に願いますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

インボイス制度における影響と市の経済策について、私からは、1点目と3点目についてお答えをいたします。

1点目の市内の対象となる事業者数については、商工団体等で状況を把握されており、市としてもその内容を共有いただいております。古川町商工会管轄の対象事業者の数につきましては、先ほど議員がおっしゃった同様の内容をうちでもお聞きしております。また、神岡商工会議所の管轄では、4月から5月に実施されたアンケート調査におきまして、対象事業者373件のうち114件の回答があり、登録ありが73件、検討中が17件、登録なしが13件、分からないという事業者が10件、その他1件ということを知っております。登録ありと回答した事業者へは、登録後の具体的な事務処理について、分からないと回答した事業者へは、登録が必要かどうかの判断をしてもらうために、個別に支援をされていると伺っておりまして、制度の開始に向けて、事業者の皆様はそれぞれの営業形態を踏まえた判断のもと、着々と対応されているものと考えております。

3点目の小規模事業者を守る行動についてお答えいたします。令和4年6月議会の一般質問でも市長より答弁をさせていただきましたが、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度は、消費税率が8%と10%の2種類になったことが大きく関係しておりまして、この制度の目的として、取引の合計金額だけでは税額を正確に把握することが難しく、適用税率を区分して記載する必要があるということ。また、買い手が売り手に対して支払った消費税のうち一部が納税されず、買い手の益税になることを是正する効果があること。そして、税額を明確に区分した上で、記録を残すことで、仕入れと販売における不正やミスを防止できるという点がございます。これらの目的を踏まえた上で、インボイス制度を評価する必要がありまして、各商工団体でも継続してインボイス制度に関するセミナーや説明会を計画されるとともに、個別の対応を進めておられます。当市といたしましては、国の動向を注視し、10月導入を想定しながら、それぞれの事業者の皆様が最適な選択ができるよう、引き続き事業者への聞き取りや商工団体と連携を図りながら、事業者が必要とする支援策を検討してまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私の方からは、2点目の市の請負契約の相手方に対するインボイス登録につきましてお答え申し上げます。まず、市が契約を行う場合、契約の相手方がインボイスの登録をしているか否かという点で、市への影響を想定しますと、企業会計の水道事業会計及び病院事業会計、そして特別会計の下水道特別会計と給食費特別会計が該当するものと思われまます。これらのうち、現状で影響があると見込まれる取引としては、個人事業主としての委託する水道検針員、給食の食材を直接納入する農家の方、そして小規模な商店との取引等が想定されます。これらの取引の相手方に対しては、まずインボイスの登録はお願いいたしますが、あくまでも選択は事業者の任意であることから、登録されない場合であっても、それを理由に契約の相手方として排除したり、取引を直ちにとりやめることは考えていません。また、市の事情もあります。例えば検針員であ

れば、地域の特性により他にお願いすべき代替者がいない。給食の食材であれば、地元の新鮮な野菜を使用するためには、当該農家をお願いする必要があるなどの場合は、インボイスの登録に関係なく、取引を行う必要があると考えています。その場合は、仕入税額控除ができなくなり、消費税相当額は、特別会計が負担することとなりますが、例えば給食食材であれば、そもそも通常の金額より安く仕入れているため、その負担が生じたとしても、他のルートを探すよりも安価になるといった状況が予想されますので、大きな影響はないと考えております。なお、令和4年10月7日付で、入札制度において、インボイスの登録を条件とする等の対応をとることは適当ではないとの見解が総務省より発出されておりますので、市としてもこれに沿った対応をまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1つ目の件ですけれども、私、神岡商工会議所のほうまでは聞き取りができていなかったもので、説明していただいてありがたいです。ただしですね、このインボイス制度はなかなかちまたでもぎくしゃくしている面がありまして、なぜかという、「やはり今まで免税だった小規模事業者が預かっていたものを払ってないで猫ばばしているんじゃないか。」、あるいは「ずるをしていたのではないか。」、「今、こうやって課税されるのは当然だよな。」というような声がまだまだ消えません。ですけれども、そんなことがないというのはもう裁判でも最高裁でも証明されていますし、税理士でもそういうことを言う人はもういなくなりましたよ。これは消費税は間接税ではなく直接税ということが、今、はっきりしていますから。例えばゴルフ場の利用税というのは、あれは間接税です。利用者からいただいた税金をそのままスルーして、国に上がります。ですけど、消費税はそうではない。付加価値にかかる税金、直接税なんです。今部長の答弁の中に、一部不正があるというような、預かり税みたいな言葉が出てきましたけれども、まだまだこれは、きちんとした理解が浸透していないのかなという感じがしました。これもこれからおいおい、もっともっと詰めて話していきたいと思います。

それと、2つ目の総務部長の答弁ですけれども、安心しました。まず確認しますけれども、契約から排除するという事はない。そして、控除できない消費税は市がかぶるというか、特別会計で処理する。そして、なるべく登録をするようにはお願いをしていくと、こういうことでしたね。これから大変なことになってくるこのインボイス制度ですけれども、民主商工会議所というところが、中濃のほうですけれども、これが会員さんに課税業者になったときにどうなるかという試算をした一覧表を入手いたしました。ちょっと紹介します。例えば、建築板金業の方、青色申告の方です。夫婦二人、売上げが790万円。営業所得、これ少ないですけど42万円。そして、新たな課税業者となったために、インボイス登録したために新たな負担となる消費税額22万9,000円です。あとは大工さん。これも青色申告、夫婦二人。奥さんが専従者。この方、売上397万円、営業所得106万円。こういう方が、新たな消費税が18万5,000円。こんなに取られるんです。コンサル業、独身の方。売上268万円。営業所得、マイナスの102万円となっています。この方、マイナスでも消費税10万9,000円取られるんです。消費税というのは赤字でも支払うんですよね。ほかの税金と違います。ですから、例えば福祉の分野で思い出せば分かると思うんですけれども、福祉の分野では、所得収入の少ない方はいろいろな福祉政策、税金とか、負担を免除される、非課

税の対象の方は免除される。免除者です。これと消費税の免税業者一緒なんです。1,000万円にも満たない、そこから税金を引いたらわずかな利益、所得にしかならない、そういう方に税金を免除しているわけですから、不正をしようがない。本当はそういうものなんだということなんです。こういうことで、またこれからもこのインボイス制度、10月からいよいよ施行されるんですけども、飛騨市の小規模事業者の方々、本当にどうなってしまうか心配でなりません。例えば古川町で言いますと、市長のいらっしゃる式之町、あそこには個人商店が幾つもあります。若い方は外で働いているかもしれませんが、お年寄りはお家を守って商売をしているというところもあります。そういうの方々、これ2年後に税金を払うわけですから、この2年間で、どれだけの商店が存続できるだろうか。それから神岡町の西里通り、あそこにも個人商店が幾つもあります。個人事業主さんもおられます。こういうの方々、大方が1,000万円以下の売り上げだと思います。そういう方々が、今紹介したような、これだけ大きな消費税を1年間で取られてしまう。赤字でも取られる。貯金することさえままならない小規模事業者さんが、赤字でも消費税を払わなければならない。ですから、このインボイス制度というのは本当に大変なものだと思います。こういう商店をどうやって飛騨市の経済で、何とか立て直して支えながらやっていくかということが問われると思います。市長にそのあたりの考えを伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その前にまず、消費税は直接税だとおっしゃいましたが、税の基本から言えば間接税です。納める人と負担する人が違うわけですから、直接税ということは、これはもうありません。インボイス、先ほどいろいろおっしゃっていただいたんですが、やはり消費税というのは、買われた方から預かっている税なので、やはりそれはですね、基本的には納めていただくというものだというふうに思っています。私、若い頃に、県職員時代に振り出しが県税事務所だったものですから、滞納整理を随分やりました。当時「料理飲食等消費税」というのがあってですね、「料飲税」と言ったんですが、スナックとか飲食店の滞納がすごく多くて、もう本当にしょっちゅう滞納整理に行っていたんですけど、そのときによく申し上げたのは、「これは、皆さんの所得の中から払う税金ではないんです。お客さんから預かっていた税金なので、本当はその時点で別の財布にちゃんと移してもらって、自分でそれを使ってしまわないようにしてもらわないと、お客さんはそのために納めてみえるので、あなたのために納めてみえるのではないので、そこをお願いしますね。」ということ、再三若い頃に申し上げたことがあります。やはり同じだと思うんです。インボイスの制度は確かに、でも実態的にはそうになってないことが多いので、ご負担が出てくるというのはもう当然承知をするわけですけども、ただ税の理論からすれば、そこは課題、狙いというのは、私は非合理性を訴えるようなものではないのではないかと、これは前にも答弁で申し上げましたが、そのように思っております。なので、ただ、その前提とかその対応の仕方とかで、ものすごくたくさん声があればですね、それはちゃんと訴えていくよということは前にも答弁で申し上げたと思うんですが、コロナのこの間、これだけ長い間、毎月複数回、定点ヒアリングで企業にやっても、その手の声が出てきたことはほとんどないんですよ。そういうこともあって、もちろん、何とか対応しようと思って商工会とか商工会議所も努力されている

ことも十分承知をしています。そういうこともあってですね、皆さん、何とかこの制度に対応してくようにやっておられるのだろうという形で市としてはずっと判断してきているということです。全国市長会も、今回提言の中から削除されています、今年ですね。一昨年度は、シルバー人材センターの分の支援をとというのは入っていましたがそれも今、今年度は削除されていますし、その意味でも全国的にもやっぱり同様の認識ではないかなというふうに思っています。

ただその上でなんですが、これは税の問題というよりも、やはり売上の問題とか、小規模店舗について支援していかなければいけないというのは当然のことだと思うんですね。ただこれも、どうやって時代に対応していくかですから。今の時代にあった商売の仕方というのをやはり身につけていってもら。そういうのを何とかチャレンジしてもらおうというのが我々の産業政策、企業支援の在り方だと思います。ですので、自分たちは変わらないということでは、これはもう何ともならない。なので、とにかくこの時代の中で何とかやっていける方法を自分たちで努力してもら。商売ですから、それ以外ないので、それを伴走支援するというでビジネスサポートセンターはじめですね、様々な施策をやっておりますので、そういったことを通じて、小規模店舗支援をしてまいりたいというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

そういう小規模事業者に寄り添って伴走してくということは本当に大事なことだと思いますので、今後もお願いしたいと思います。

今の3番の質問なんですけど、先ほどマイナンバーカードのときにちょっとしゃべっちゃったんですけど、実はこの3番の問いは通告締め切り直前につけ足しました。今定例会初日の市長の所信表明を聞いたからです。市長は、国への要望や協議、連携した対応などを行うことを役割とする全国市長会の執行部役員です。そして市長おっしゃいました。「全国的な課題に対応する重要な役割であり、飛騨市の問題意識や課題を直接政府の幹部に訴え、国の政策に直接反映できるというメリットもあり、研さんを重ねながら職責を果たしたい。」と表明しておられます。私はこの言葉に大変期待をしております、インボイス制度の見直しなども、ぜひ、そういう声があるのすごいですから、上に物言うこともお願いしたいなと思います。

そして3つ目に移ります。資材高騰、燃料高騰の中での農業振興策をどのように打ち出すか。ちょっと時間がなくなってまいりました。下限面積撤廃の農地法改正に市はどのような方針を持つか、この点から、農業振興策を伺います。

ウクライナ、ロシア情勢は先が見えず、世界貿易が行き詰まりを見せています。畜産をはじめ農業全般が、いまだ肥料や堆肥、その他の資材の高騰、物不足に苦しんでいます。それでも希望を持って奮闘している若い就農者が飛騨市にはおられます。歴史のある慣行農業とその従事者は既に改良組合などの組織化ができており、それを基盤にして活動しておられますが、有機農業や自然農業に取り組んでいる移住者など、比較的若い就農者は組織化ができていのでしょうか。緩やかなネットワークがあったにせよ、願わくば国や県の農政からの支援を受けられる確固としたプラットフォームとなって、成長、拡大していただきたいものです。有機農業や自然農業は、時間と手間が多くかかる作業ですが、それに価値を見いだして活動しておられる若い農家さんたちが、持続可能な農業を確立していくには、点と点を面にして組織化することは必須で、それがなりわいとして有機農業、自然農業を飛騨市に定着させていくことにつながるのではないでしょ

うか。そのため、専門的な知見のある飛騨市にできることはたくさんあるのではないかと考えます。そこで伺います。

この4月から、農地法第3条の改正で下限面積が撤廃となりました。農地法の下限面積は、農地を取得する際の許可基準の一つで、農地権利を取得した後、最低これだけの面積は耕作しなさいよという基準でありまして、それが50アールです。農水省事務次官通達には、今般の法改正の主たる目的は、「農業者の減少、高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点から、農地要件を廃止したものである」とあります。この法改定が、小さな農業の支援となるか、全国的に注目されています。ですが、それにはやはりその小さな農業に就農する人が必要です。また、意欲のある新規就農者や非農業者が現れても持続できるような行政の支援が不可欠です。ゼロからの支援、軌道に乗るまでの支援、軌道に乗る実績を作ってからからの支援、様々あるでしょうが、まず小さな農業を始めたい人を発掘することも大事です。飛騨市はこの農地法改正による農政についてどのような方針を持つのか、今、十分に伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

下限面積撤廃の農地法改正の対応についてお答えいたします。今回の農地法改正前までは、本市農業委員会が法令の基準により別段の面積を定め、下限面積を30アールとしておりました。ただ今議員ご指摘のとおり、国全体で農業者が減少し、高齢化が加速する中、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規に参入する方を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの方の農地利用を促進する観点から、農地法の一部が改正され、令和5年4月より農地の取得による下限面積要件が廃止されました。これにより、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」という働き方を選択されることが容易となり、小規模な面積での営農も可能となりました。市では、こうした小規模な農業者から認定農業者のような中核的農業者までの様々なニーズに応えるため、農林部農業振興課に「農業なんでも相談窓口」を設置して、農業者が抱える様々な課題に応じた支援を行える体制を整えております。

議員のご質問にあります、有機農業や自然農業のネットワーク化については、飛騨市有機農業推進協議会が組織され、現在7名の構成員となっています。本年3月23日には、当協議会と県飛騨農林事務所、市の移住担当である総合政策課、食のまちづくり推進課、農業振興課と有機農業等の推進について意見交換を行ったところです。有機農業等の普及については、生産技術はもとより、販売額、販売ルートなど様々な課題があると認識しております。協議会メンバーの方々、農業と他の仕事を実践し、成功している皆さんであり、移住希望者も含め、有機農業や自然農法に興味がある方から相談があった際は、農業体験や栽培相談などに協力するという、大変力強いお声掛けをいただいております。また、5月23日に開催された県農政課等との会議では、県から半農半Xへの取り組みについて、優良事例の調査、実践者等に対するヒアリング調査の実施、就農窓口、就業窓口、移住窓口の連携を進めるとともに、必要な施策等を研究するとの説明があり

ました。本市からは、県に寄せられる有機農業等での移住相談があれば飛騨市へも紹介してほしいことや、半農半Xへの県の支援制度創設についてお願いしました。農業分野においても、生産資材の高騰により厳しい経営状況が続いております。半農半Xを含め、農業を担っていただく方々への支援についても、国、県の支援制度を整理し、不足する点は市の支援にて補完できるよう検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（籠山恵美子）

飛騨市の農業の概要というのを見ましたら、農業者の年齢構成が書いてありまして、「40歳以下の人数はわずか13.2%にとどまっており、5年後、10年後を見越し、若い世代の担い手の確保、育成が早急に必要です。」と書かれてあります。本当にそのとおりでと思います。それで、例えば有機農業、自然農業に関わっている方々を見ておきますと、それぞれ確固とした理念を持っていらっしゃる方が多いです。ですが、そこにつないでいく役割をするのはやはり、私は行政だと思っただけです。いろんなでこぼこがあるかもしれませんが、やり方も何もスタイルも。ですがそれをうまくつないで一つの大きなプラットフォームにしていかなければ、飛騨市のこれから慣行農業にとって替わる、若い人たちがやりたい農業っていうのがそういう方面でしょうから、そういう方たちのプラットフォームが広がっていかないという感じがします。そのあたりは、市としてはどのように考えておられますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員おっしゃるとおり、今の有機農業、自然、環境にあまり負荷をかけない、安全だということなんですが、そういった若い方が増えていることも事実でありますので、先ほど申し上げたように、そういったネットワークをできるだけ強固なものにしていて、市民の皆さまにそういった理念で作っておられる方の声が届くようなことも進めてまいりたいと思います。また一方で、やはり今、半農半Xと申し上げましたが、あるいは農村マルチワーカーとか、今こういったことが言われておりまして、そもそも農村自体に農業をやる方が少ないので、いろんな組み合わせが非常に必要であると。また若い方が少ないということだったんですが、それもそのとおり、そこへの強化というのは必要でありますけれども、やはり農業は文化でもありますので、60代、70代、80代になってもやれるような農業も応援していきたいというふうに思っております。具体的には、今、有機農業で言いますと、例えばそやなんかの直売所、ああいったところには個性的な野菜を並べることができると、あと直接ですね、今、食のまちづくり推進課のほうなんかでも行っておりますけれども、例えば東京都内の高級なレストランですとか、そういったところに直接つないだりとか、そういったことを一つ一つ積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○11番（籠山恵美子）

これで質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。